

加須市コミュニティバスかぞ絆号広告掲載募集要項

(平成26年2月21日市長決裁)

この要項は、加須市有料広告掲載要綱（平成22年加須市告示第1号）第12条に基づき、かぞ絆号における広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載場所及び位置)

- 1 広告の掲載場所は、かぞ絆号循環バスの車内とする。また、掲載位置は、市が指定した位置とする。

(広告を掲載できるものの範囲)

- 2 広告を掲載できるものの範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内の事業所及び団体

(2) その他市長が適当と認めるもの

(広告の規格及び材質)

- 3 広告の1枠当たりの規格は、縦364ミリメートル及び横515ミリメートルのB3サイズ以内の紙とし、印刷又は描写したものとする。

(広告の掲載期間)

- 4 広告の掲載期間は、1箇月を単位とし、連続する掲載期間は12箇月を限度とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。

なお、掲載始期は月の初日、第1便の運行開始時からとし、掲載終期は月の末日の最終便の運行終了時とする。

(広告の変更)

- 5 広告の掲載期間内において、掲載する広告を変更する場合は、1箇月を単位として変更できるものとする。

(広告の掲載料)

- 6 1箇月当たりの広告の掲載料は、1枠1,000円とする。

(募集枠)

7 募集枠は、5枠とし、原則として一事業者当たり1枠とする。

(広告掲載の順位)

8 広告掲載の順位は、受付順で車両前側から順に掲載する。

(広告掲載料の納入)

9 広告掲載の決定通知を受けた者は、市長の指定する期日(以下「指定期日」という。)までに第6項に規定する掲載料を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

10 市長は、次に掲げる場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに掲載料を納付しなかった場合

(2) 指定期日までに広告原稿を提出しなかった場合

(3) 広告の内容、デザイン等が、法令又はこの要項に違反した場合

(掲載希望者の責任等)

11 広告の内容に関する一切の責任は、掲載希望者が負うものとし、広告原稿の作成経費は、掲載希望者の負担とする。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。